

(公社) 京都労働基準協会に対し、
「年末年始労働災害防止運動」における取組強化を要請！！

～ あせらない 急ぐときほど落ち着いて～

(京都労働局)



井内局長（写真右）から坂本京都労働基準協会長（写真左）に対し、要請文を交付。

平成 27 年 12 月 2 日、京都労働局（局長：井内 雅明）は、公益社団法人京都労働基準協会長に対して、平成 27 年「年末年始労働災害防止運動」（平成 27 年 12 月 1 日～平成 28 年 1 月 15 日）における労働災害防止対策の取組強化を要請した。

京都労働局は、今年の労働災害が対前年同期比で 10.3% 増（平成 27 年 10 月末速報値）と多発していることから、「労働災害多発警報」を発令し、関係労働災害防止団体等と連携して労働災害防止活動の推進を図っている。

本年は、第 12 次労働災害防止対策推進計画（平成 25 年～平成 29 年までの 5 年間）の中間年となっているが、このまま労働災害の増加傾向が続くと、第 12 次労働災害防止対策推進計画の目標達成が極めて難しい状況である。

このため、京都労働局では通常の作業に加え非定常作業等も増え、何かと慌ただしくなり、転倒災害も含め労働災害が発生しやすい年末年始の時期を捉え、「年末年始労働災害防止運動」を展開している。

今回はその運動の一環として、公益社団法人京都労働基準協会長に対して、事業場における安全衛生活動の総点検、安全衛生管理体制の充実、転倒災害防止対策の推進及び効果的な安全衛生教育の実施等による労働災害防止対策の一層の推進を図るよう文書要請を行った。

要請を受けた坂本労働基準協会長からは、「労働局長からの要請内容を会報等により会員事業場に周知を図るとともに、関係行政機関等と連携を強化し、労働災害防止対策の一層の推進を図りたい。」との決意が述べられた。